

## 第18回 鹿島市農業委員会定例総会 議事録

1、開催日時 令和2年10月2日(金) 午後1時30分～午後2時20分

2、開催場所 鹿島新世紀センター 2階会議室

3、出席委員 12名 (明細は下記「農業委員出席簿」のとおり)

4、欠席委員 0名 (明細は下記「農業委員出席簿」のとおり)

### 5、議事日程

①第1 議事録署名委員の指名 5番 江頭 武寛 委員 6番 大町 朝子 委員

②第2 報告第 35号 農地法第18条第6項の規定による解約報告について  
 議案第 82号 農地法第5条の規定による農地等の所有権移転許可申請承認について  
 議案第 83号 農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画について  
 報告第 36号 非農地証明願について

### 6、農業委員会事務局職員

役職	氏名	役職	氏名
事務局長	田中 宏幸	書記	吉田 範昭
局長補佐	高田 浩平	書記	峰松 一実
書記	植松 優太		

### ◎農業委員出席簿

席順	委員名	出席	席順	委員名	出席
1	三原 一義	○	7	坂本 理一	○
2	中牟田 安彦	○	8	廣瀬 幸治	○
3	中村 正信	○	9	中村 博之	○
4	木下 英春	○	10	山口 和子	○
5	江頭 武寛	○	11	松浦 秋行	○
6	大町 朝子	○	12	織田 博吉	○
			計	12名	12名

### ◎農地利用最適化推進委員出席簿

担当地区	農地利用最適化推進委員名
城内・高津原・大手・東町・西牟田・新町・中牟田・横田・若殿分・納富分・末光・馬渡	木下 一喜

7. 会議の概要

<p>事務局</p>	<p>皆さん、こんにちは。只今から第18回鹿島市農業委員会定例総会を開きます。総会に入ります前に本日の点呼を取らせていただきます。(1番三原委員から12番織田委員まで点呼をし、全委員の出席を確認。)本日の出席は12名であります。次に議事録署名人の指名をします。5番江頭委員と6番大町委員にお願いいたします。審議に入ります前に、議事進行について、いつもの注意を4点ほどいたします。1点目です。各自意見・質問をされる場合は、必ず挙手をし、議長の指名があつてから、その席で自分の議席番号と氏名を述べ、意見・質問等を全員に聞こえるように言ってください。また、議事に関することのみを簡潔にお願いいたします。2点目です。審議に入りましてからの私語はこれをきつく禁止といたします。3点目です。この会場内は禁煙とします。審議の進捗状況を見ながら議長の判断により、休憩時間を取り入れていきますのでご協力ください。なお、トイレにつきましては制限ありませんが、起立して議長席の方へ軽く会釈をしてから退席し、用を済ませたら速やかにお戻りください。4点目です。農業委員会等に関する法律第31条に委員の議事参与の制限規定がございます。提案される議案の中に親族の場合は6親等、姻族の場合は3親等になる者に関連する議案があつて、これを審議・採決するときは、特に指示を致しませんが、自主的にこの会議場から退席してください。後でその事実が判明した場合は、許可の取り消しや罰則を受けることがございますので、ご注意をお願い致します。以上については、個々が自覚し会議場のマナーとしてご協力をお願いします。では、慣例によりまして会長に議長をお願いします。</p>
<p>会長</p>	<p>改めまして、こんにちは。天気がようやく秋らしくなってきたところでございます。先日は中秋の名月ということで、本当にきれいな月を見ることができました。我々農業委員会と同様に澄み切った月でした。(笑)</p> <p>いよいよ、出来秋でございましてミカンもちぎり始めとなっています。最初一部に色が付き始めたらしいことでしたが、量的にも見込めるようですが値段もキロ300円でスタートしたということです。最近としては高値になっていますが、(この高値が)後で響かないと良いがと思っています。米も夢はずくを中心に刈り取りが始まりましたが、結構虫食いが多いとのこと。新聞にも書いてありましたが、結構山手の方でとか、箇所によっては手入れの仕方だけでなく筋があるのではないかとというふうに平坦地でもあっちこっち出ているようで、やはり収量は若干少ないとのこと。併せてコロナの影響かもしれませんが、コメの概算金も千円から2千円位安くなるのではということ心配されています。いずれにしても、もっと我々が心配することは百姓離れのことです。相変わらず、農業委員会(事務局)にお見えになられる方が増えていますので、なお一層皆様のご協力をお願い致します。</p> <p>先般、県内の会長会議がございました。総会後のその他に上げているのですが、農業者との意見交換会を是非ともやって欲しいということでした。このことには当委員会では以前から取組んできていることですが、日程等を後だつてご相談いたしたいと思っています。この夏に県内半分くらいの農業委員会で委員の改選があつております。会長も変わっておられました。会議の中で会長の自己紹介や近況の報告がございました。どこの農業委員会も似たり寄ったりです。どこでも百姓離れは進んでいるということで、農地が荒れてくるのが一番心配されるということでした。その中でひとつ気になったのは、我々が議論して通した意見を事務局から佐賀の方(県庁の農山漁村課及び常設審議委員会)へ上げて決定されていくという事務手続きを変えていこうという動きがあつています。結局場所とか状況も知らない者で論議(審議)することもあつて、少し権限移譲を各農業委員会へ委ねていこうという話が出ておりました。やがてはそうなるのだろうと思っています。今もそのように規則的にマッチした所である佐賀市や白石町あたりはもう既に事務移行がされている話です。大変であるかと思っています。県の会長は県で論議するのではなく、もう少し地元で論議をしてから県へ上げてきてくださいとおっしゃったのですが、そうではないと私は思います。地元で決め切ることができないことがあつたり、やはり全体的に知っておかないということもあつて、やはり県は県というルール上なっていれば、県でも論議をしっかりとそんなことは変えていかねばならないとか、変える必要はないとかというのが筋だと思っています。意見を求められたので、そんなことを発言してきまし</p>

	<p>た。惰性で会長職を務めるのではなく、しっかりしてくださいと言ってきましたので、次の懇親会にはお呼びがかからないのではないかと思います。(笑)</p> <p>しばらくは天気の良い日が続きそうです。農作業ははかどるとは思いますが、十分注意をして作業をしていただくようお願いをして、簡単ではございますが挨拶に代えたいと思います。今日は議案が少ないようですので、総会の後に研修視察旅行についての話も再度したいと思っています。それでは、審議に入ります。議案2件と報告2件となっています。報告第35号「農地法第18条第6項の規定による解約報告について」事務局から説明をお願いします。</p>
事務局	<p>総会議案・説明資料の1頁をご覧ください。報告第35号について説明いたします。記載のとおり4件でございます。合計9筆で面積が7,621平米となっています。内訳は田が8筆、6,589平米です。畑は1筆、1,032平米です。</p> <p>解約事由は双方合意による農地中間管理事業での再設定が1件です。借人からの申し出のためが2件、農地法第5条申請のためが1件となっております。なお、1番は議案第83号の30番に議案が上がっています。2番と3番は新たな借り手の方を探してもらっています。これまでの借り手が離農をされるためです。4番は議案第82号に案件として上がっています。以上で報告第35号の説明を終わります。</p>
議長	<p>解約報告でございますが、事務局からの説明をさせました。皆さん方から何かございますか。よろしいですか。</p> <p>(はい、という声あり。)</p> <p>これで報告第35号を終わります。</p> <p>それでは、議案に入っていきたいと思います。議案第82号「農地法第5条の規定による農地等の所有権移転許可申請承認について」を議題とします。事務局の説明をお願いします。</p>
事務局	<p>総会議案・説明資料の2頁をお開きください。番号1について説明いたします。位置図の1頁も併せてご覧ください。土地の所在は大字〇〇字〇〇〇〇番地〇でございます。登記地目・現況地目共に畑でございました、登記面積は269平米です。申請地西側の〇〇番地〇の宅地12.73平米も同時利用されます。譲受人は〇〇市の〇〇〇〇さん36歳、会社員の方です。譲渡人はお二人で〇〇区の〇〇〇〇さんと〇〇市の〇〇〇〇さんです。転用の目的は一般住宅で、施設の概要は居宅1棟の95.90平米、3台分の駐車場30.00平米、進入路ほか155.83平米になっています。農地区分は用途区域が設定されているため3種農地です。周囲の状況ですが、東と西は宅地、南は水路を挟んで宅地、北は分筆残地の畑が残ります。備考欄に記載のとおり関係機関との協議はしてありまして条件はなしとなっています。番号1の説明は以上です。</p>
議長	<p>それでは担当委員の現地調査報告をお願いします。</p>
担当委員	<p>位置図には〇〇〇〇さんの宅地に隣接した畑の南側半分を転用して、一般住宅が建つように思われるかもしれませんが、〇〇さんの宅地を更地にして、申請地である畑と合せて4区画の分譲地を計画してあるようです。今回の申請地はその中の南東の一角となっていて、ここだけが先に売買の契約が成立したので一般住宅での農地転用の申請となっています。畑と宅地は20～30センチメートルの段差がありまして、宅地並みに高められます。雨水の排水は南側の水路に流すようになっています。特段問題はないと思います。北側の畑が分筆残地で残りますが、この後に分譲地として転用申請が出てくるはずですので、以上です。よろしくをお願いします。</p>
議長	<p>担当の最適化推進委員の〇〇さんもお見えですので、何かありませんか。</p>
担当推進委員	<p>今の報告のとおりで追加の説明はありません。</p>
議長	<p>二人の申請人の方は〇〇〇〇さんの子供さんですか。相続されているのですね。</p>
事務局	<p>はい。子供さんです。共有相続されています。</p>
議長	<p>申請地の畑は作られていたのですか。</p>

担当委員	畑は荒れていませんでしたので、近所の方が借りて使われていたようです。(農地内に)通路が何本かあったので数人で分けてされていたのではないのでしょうか。
議長	皆さんから、何かございませんか。
9番委員	2点お尋ねします。車は公道からどのように入るのですか。
担当委員	申請地は公道から離れています。将来的に4区画の分譲地になりますので、公道から幅6メートルで(開発)道路を作られます。
事務局	(4区画の分譲地の計画について、ホワイトボードに書いて説明)
9番委員	もう1点の質問ですが、施設の概要のなかに進入路ほかが 155.38 平米となっています。転用面積の半分以上が進入路ほかとなるんですが、これと(開発)道路とは重なるのでしょうか。
事務局	(開発)道路は申請地の西側に隣接して出来ます。今回農地転用申請されるのは農地 269 平米に同時利用される宅地の 12.73 平米で合計 281.73 平米です。この中に居宅 95.90 平米と駐車場 30 平米を取られますので、差し引いた 155.83 平米が進入路ほかと記載していますが、通用路や余地とご理解ください。
議長	よろしいですか。他に質問はありませんか。
10番委員	この4区画は公共下水道に繋がりますか。
事務局	備考の欄に公共下水道有りの表記をしていませんでした。すみません。ここは公共下水道区域になります。
議長	他に質問・意見はありませんか。質問も無いようですので、採決します。1番について賛成の方の挙手を求めます。
	(全員挙手)
議長	賛成全員ということで進めさせていただきます。続いて2番の説明をお願いします。
事務局	番号2について説明します。位置図は2頁をお開きください。土地の所在は〇〇字〇〇〇〇番地でございます。登記地目・現況地目共に畑となっています。譲受人は〇〇区で再生エネルギー業をされている〇〇〇〇の代表取締役〇〇〇〇さんです。譲渡人は同じく〇〇区の〇〇〇〇さん 86 歳、無職の方です。転用の目的は太陽光発電装置で、その概要は太陽光パネル 245 枚の 404.25 平米。進入路ほかが 627.75 平米となっています。農地区分は2種農地です。周囲の状況ですが、東は水路を挟んで田、西は道路を挟んで畑、南と北は畑となっています。備考欄に記載のとおり関係機関との協議ありで条件はなしとなっています。番号2の説明は以上です。
議長	続いて担当委員の現地調査報告をお願いします。
担当委員	位置図の右端に〇〇不動産が載っていますが、この〇〇がご存じのように太陽光発電の会社をされています。今回の現場は広域農道の入り口の交差点の北側になります。〇〇陸橋という橋があって、ここが標高的には一番高くなっています。ここから北側に緩やかに勾配が付いてまして、ここ付近は既に太陽光発電が設置されています。今回の申請地は譲渡人の方から是非買ってもらいたいという申し出があったので買うことになったそうです。現地は草が茫々としていまして、この夏のパトロールで限度まで来ていると感じていました。来年は遊休農地に上げなければいけないと思っていた所でした。以上です。よろしくをお願いします。
議長	このあたり一帯は今説明があったとおりに太陽光発電が進行しています。皆さんから何かありますか。
11番委員	〇〇は太陽光発電の会社の他にも不動産業をされているのですか。
担当委員	不動産業と諸々他にもされています。〇〇関係や〇〇業もされていますし、他にもあちこちで手広く事業をされています。
議長	この付近は道沿いに太陽光発電で埋まりそうですか。
担当委員	この付近は谷になったり、山になったりの地形です。申請地も東側の方に勾配が付いて下がっています。〇〇陸橋付近の太陽光も東へ下がっているのです、下がった所での発電量は落ちるようですので、全部が全部に設置されることは無いと思います。位置図に申請地と記

	載があって、その北と南に果樹園のマークがありますが、そこには売って欲しいという譲受人からの話があったそうですが、断られたそうです。
議長	この付近も荒廃が進んでいますので、仕方がないのかなと思います。他にございますか。よろしいでしょうか。 (はい。という声あり。) 特段なければ、採決を取ります。賛成の方の挙手を求めます。
	(全員挙手)
議長	はい。ありがとうございました。賛成全員によりまして、処理させていただきます。3番の説明を求めます。
事務局	総会議案・説明資料の3頁をお開きください。番号3について説明します。位置図は3頁をご覧ください。この案件は先月の総会で隣接農地の所有者の同意がなかったため、保留されていました。土地の所在は大字〇〇字〇〇〇〇番地〇でございます。登記地目は畑で、現況地目は樹園地となっていますが、荒廃園でした。譲受人は〇〇市の〇〇〇〇さん 36歳、会社員の方です。譲渡人は〇〇市〇〇町の〇〇〇〇さん 72歳、自営業の方です。転用の目的は太陽光発電装置で、その概要は太陽光パネル 216枚の 362.88 平米。進入路ほかが 1,122.12 平米となっています。農地区分は2種農地で、周囲の状況ですが、東は市道、西と南と北は畑となっています。そのうち南側の畑については8月の総会で太陽光発電装置への転用申請がありましたが、隣接農地の所有者からの同意の件で保留となっています。関係機関との協議ありで、条件はなしとなっていますが、今回は北側の農地所有者からの同意はありますが、西側の農地所有者の同意が依然として受けられていません。番号3の説明は以上です。
議長	それでは担当委員の調査報告をお願いします。
担当委員	前回の報告でも申しましたが、〇〇地区の太陽光発電装置で開発が進んでいる所です。譲受人も先程の申請であった太陽光発電の〇〇〇〇の家族の方です。前回と違うところは事務局の説明にあったように隣接北側の農地所有者からの同意を取られたことです。隣接西側の農地の所有者からは取られておりませんが、問題は無いと思います。
議長	事務局、隣接農地の同意が無くても採決取るのに問題はないよね。
事務局	前回も説明しましたが、同意をされないのは営農上に問題があつてのことではありません。他のことで不満を持っていらっしゃる認識をしています。これは聞き取りを行った上での判断です。
議長	皆さんから何かありますか。
11番委員	市外の方からの申請では本人確認はどうしてますか。
事務局	住民票の添付を求めています
議長	他にございませんか。よろしいでしょうか。 (はい。という声あり。) それでは採決します。3番に賛成の方の挙手を求めます。
	(全員挙手)
議長	はい。全員賛成ということで取り計らいます。ありがとうございました。 議案第83号に入っていきたいと思います。「農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画について」を議題といたします。この案件については一括して審議します。事務局の説明を求めます。
事務局	次に議案第83号について説明いたしますので、総会議案・説明資料は4頁から10頁までとなります。この案件につきましては1議案で34件でございます。10頁に記載されている30番から34番の5件は農地中間管理機構との貸借となる案件です。利用権設定されている案件は1番から29番までの29件となります。このうち、新規が9件。再設定(更新)は20件となっています。4頁の1番から3番につきましては期間借地となっており、29件中、使用貸借権の設定はありません。賃貸借

	<p>権の設定が29件で、現金扱いが11件で、物納扱いが19件です。このうち、現金・物納の両方になっているのが1件ございます。契約期間については、10年が5件、5年が19件、3年が5件となっています。</p> <p>農地中間管理機構との貸借は5件で、新規が1件。再設定(更新)は4件です。契約期間は10年が2件、5年が3件です。設定する権利は5件共に賃貸借件の設定となっています。説明は以上です。</p>
議長	議案第83号について説明をさせました。何か質問はございませんか。
10番委員	1番から3番は貸借料が20kg/10aとなっていますが、米での物納ですか。
事務局	期間借地で玉ネギを作付けされるのですが、賃料は玉ネギで納められるようです。
議長	よろしいでしょうか。他に無いですか。
9番委員	7頁の23番は賃料が他と比べて高い理由を教えてください。
事務局	これにつきましては現場を確認しました。現地には立派なキウイが実を付けていました。成木の状態になった畑を貸し出されるようです。
議長	賃料を土地代と作物の使用料をまとめられているので、分けて記載すれば分かりやすいと思います。
	他に無いでしょうか。採決してもよろしいでしょうか。
	(2番委員、10番委員退室)
議長	採決します。議案第83号について賛成の方の挙手を求めます。
	(残り全員挙手)
議長	賛成全員により、議案第83号は決定することにいたします。
	(2番委員、10番委員入室)
議長	それでは本日の最後の案件です。報告第36号「非農地証明願について」を事務局から説明願います。
事務局	<p>報告第36号について説明いたします。総会議案資料の11頁をご覧ください。位置図は4頁も併せてご覧ください。土地の所在は大字〇〇字〇〇〇〇番地〇でございます。地目は畑で、面積は642平米になっています。申請人は所有者である〇〇区の〇〇〇〇さんです。農地区分は第2種農地です。願出地の状況ですが、約20年前は畑として利用されていたそうですが、近年は耕作放棄され山林化しております。今年7月6日の豪雨によりまして法面が崩壊しており、農地として復旧することが困難であるため、保安林として整備するために非農地証明の願出に至っております。</p> <p>非農地証明願いの対象基準としまして、自然現象による災害等で農地として利用できなくなった土地であり、復旧が将来においても不可能なもの。農振農用地除外地であること。非農地証明書を発行しても、農地行政上特に支障がないこととなっています。周囲の状況ですが、東と西と北は山林。南は畑と山林となっていますが、南の畑は荒廃地となっています。説明は以上です。</p>
議長	<p>ここは先日の総会前の現地調査に行った方は(所有者から)話を聞かれてお分かりだと思えますが、梅雨の大雨で崩れています。家も倒壊しています。(非農地証明しても)仕方無いかと思います。何かございますか。よろしいでしょうか。</p> <p>(はい。という声あり。)</p>
事務局	今回の申請については初めて自然現象による災害ということで非農地証明を出すということになります。保安林の指定のためには農地でないことが条件となっています。災害を受けて保安林に指定されるということですので、非農地証明を出したいと思っておりますのでご理解をよろしくお願いいたします。
議長	以上を持ちまして、本日提出された議案全部の審議を終わります。
	(午後2時20分終了)

この会議録は、委員会書記をもって記録せしめたもので、その内容は正当なものと認め、ここに署名委員とともに署名する。

令和2年10月 2日

鹿島市農業委員会

会 長

Ⓜ

5番委員

Ⓜ

6番委員

Ⓜ

事務局長

Ⓜ